

中ノ橋A地区地区計画

盛岡市告示第337号

平成15年9月9日

名 称		中ノ橋A地区地区計画
位 置		盛岡市中ノ橋通一丁目地内
面 積		約 0.5 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、古くから市の中心的商業・業務地区として栄えている中ノ橋地区の中ノ橋橋詰めに位置する地区である。当地区には盛岡市を代表する保存建造物である旧盛岡銀行が立地するとともに、西側には中津川を挟み岩手公園を配し、自然と歴史的遺産に恵まれた優れた景観を有する地区となっている。また、当地区では「街並み・まちづくり総合支援事業」による「プラザおでって」の立地が図られている。</p> <p>このため建築物等を適正に規制誘導することにより、当該整備事業による事業効果の維持・増進と、歴史・文化と自然が調和した良好で活力のある街並みの形成を図るため本計画を策定する。</p>
	土地利用の方針	<p>中ノ橋橋詰南地区は、「プラザおでって」を中心に周辺地域の交流、ふれあいの核となる地区とする。</p> <p>中ノ橋橋詰北地区は、旧盛岡銀行の保全と周辺緑地の保全・整備を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>交流、ふれあいを提供する地区施設として広場を整備し、その機能の維持保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>都市的魅力に富んだ地区を形成するため、保存建造物、自然などに配慮した建物の用途、形態、意匠等を適正に誘導する。</p> <p>敷地内の空地等は、周辺環境と調和するよう植栽を行うなど緑化に努める。</p>
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	<p>広場（約980㎡）</p>
	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>専用住宅</p> <p>2階以下の階を住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋の用途に供するもの 学校（各種学校を除く。）</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」又は同条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」の用途に供する建築物</p> <p>工場（ただし、パン屋、菓子屋、豆腐店等直接小売業と結びついた工場についてはこの限りではない。）</p> <p>建築物の外壁の色彩は、原色をさげ、保存建造物及び周辺環境に配慮した落ち着いた色調とする。</p> <p>建築物及び敷地内に屋外広告物を設置してはならない。ただし、自己の社名、店名等建築物の名称表示にかかるもので周辺環境に配慮したものについては、この限りではない。</p>
備 考		

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」